

2022-6 税務・労務・法務情報

直近に公布されたBIR規則を掲載しております。重要な規則ですので、ご不明な点は個別ご相談下さい。

RR 2022-06 ORの5年有効期間の撤廃

悪法が一つ正されました。企業が発行する領収証は、税務署からの事前承認を得て、税務署が指定する認可印刷業者に発注するという制度となっています。しかも、その印刷した領収証は5年間しか使用できないという制限がありました。本規則はその5年間有効という縛りを撤廃するものです。

RMC 2022-80 TWA(Top Withholding Agent)指定通知

大トの悪法が2022年度も更新通知されました。TAWに指定されると全ての取引について物品購入1%、役務の提供2%の税率で源泉徴収義務が課されます。(現実的に不可能なことを納税者に強制しています。経済界からの反対論が出ないことが不思議です。)

今回指定された場合は、2022年7月1日からの全取引に適用されます。

以下のウェブサイトから、追加リスト・削除の有無をご確認下さい。営業登録しているRDO毎に掲載されています。新規指定された場合で、内容について不明な場合はお知らせ下さい。個別対応いたします。

BIR List of Delisted Withholding Agents – Non-Individual (Published – June 22, 2022) – Bureau of Internal Revenue

RMC 2022-84 VAT0%取引事前承認申請用の宣誓書様式制定

CREATE法により、PEZA等の経済特区登録企業に対する販売取引が「VAT0%」の適用を受けるためには、事前承認申請が必要となりました。その際、提出すべき書面の一つに、経済特区登録企業が発行する宣誓書 (Sworn declaration) があります。本規則は、この宣誓書の様式を定めたものです。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)